

民生教育委員会行政視察報告書

1 視察期間

平成25年8月20日から平成25年8月22日まで 3日間

2 視察都市

- (1) 兵庫県尼崎市
- (2) 長崎県長崎市
- (3) 佐賀県武雄市

3 参加者

寺田辰蔵委員長、高田正人副委員長、虫生時彦委員、絹村和弘委員、八木正弘委員
鈴木喜文委員、高梨俊弘委員、鈴木昭二委員

同行 水野義徳教育総務課長

随員 和久田徹主任

4 視察事項

- (1) 市の概況について（3市）
- (2) 教育相談体制について（尼崎市）
- (3) 介護・高齢者施策について（長崎市）
- (4) 図書館運営について（武雄市）

5 考察

次のとおり

1 教育相談体制について

(1) 概要

尼崎市では、「子どもは、未来への希望であり、私たちのまちの宝」として位置づけ、平成21年12月に「尼崎市子どもの育ち支援条例」を制定した。条例には、大人の役割等として、「保護者の役割」、「地域住民の役割」、「子ども施設の役割」、「事業者の役割」、「市の責務」を明記し、つながりを深め主体的に取り組むこととしている。また同時に、社会のルールを守ることや人との関わりを大切に自分で考え行動する力を高めていく等、子供が努力することも基本理念にうたい、すべての子供が健やかに育つ社会の実現を目指している。

この条例の理念のもと、虐待やいじめ、不登校、非行などの問題を抱えた子供を関係機関などが連携して支援する「子ども家庭相談支援体制整備事業」に取り組んでいる。

事業の内容は、福祉事務所に子供の育ち支援ワーカー（以下支援ワーカー）を3名配置し、不登校や非行など要支援の子供の問題の背景や理由を探り、対応策を関係機関と連携して支援していくという「スクールソーシャルワーク活動」が主なものである。活動は配置校型と派遣校型の2つの形態で進められ、支援ワーカーのフォローは、4人のスーパーバイザー（弁護士他）を設け、ケースワーク等の研修や連絡会議を実施し情報の収集とともに研鑽に努めている。

24年度の相談件数は、小学校88件、中学校76件、校内ケース会議183回、連携ケース会議48回、他機関との連携活動399回、またスーパーバイズでは、個別ケース14回、福祉・教育連携体制調整会議等研修も含め26回開催されている。

(2) 考察

「子どもは、未来への希望であり、私たちの宝」という市長の強い思いから、基本理念に子供の人権とともに社会全体で子供の育ちを支えていくことをうたい、「子どもの育ち支援条例」を平成21年12月に制定させた。40代前半の1期目の若い女性市長が、女性の視点から具体的な形としてあらわしたものである。

視察のテーマである子ども家庭相談支援体制整備事業（スクールソーシャルワーク事業）は、この条例をベースに着実に成果を上げつつある。制度がスタートして4年目、費用のかかる事業であるが、子供が健やかに育つ社会の実現に向け、真正面から取り組む姿勢には感服するものである。

支援の対象となる要支援の子供たちは、家庭環境や社会環境の要因が複雑に絡んでいることが多く、一つの機関、一つの学校で解決できるものは極めて少ない。就学後のいじめ・不登校など主に学校現場で起こる諸問題の多くは、家庭環境に起因する場合には解決の糸口を見つけるのは困難な状況となる。

磐田市には、養護教諭とスクールカウンセラーが配置され、児童生徒のみならず教師のさまざまな相談の受け皿となっている。しかし、カウンセリングが主な仕事であり、こうした問題に対し、保護者や子供との面談、関係機関訪問、家庭訪問等を通して情報を収集し、整理を行い、そして支援策の打ち合わせを定期的に行うことは、現実には難しいと考える。

スクールカウンセラー、養護教諭の業務を理解したうえで、福祉や保健衛生・教育関係・家庭・学校等に積極的に関わりを持ち、そのネットワークを生かした問題解決、あるいは糸口を見つけていくこのスクールソーシャルワーク事業の導入に向けた検討・研究は、次代を担う子供達のためにも重要な意味を持つものと思われる。

長崎市 人口：439,539人・面積：406.46km²（平成25年4月1日現在）

1 介護・高齢者施策について

(1) 概要

長崎市医師会が、国のがん対策のモデル事業として、平成20年4月に「長崎がん相談支援センター」を設置し、市民等から緩和ケアに関する相談、在宅療養に向けた支援等の活動を行ってきたが、平成23年3月でモデル事業期間が終了することになった。

そこで、長崎市第4次総合計画に沿い、平成23年度からは市が事業主体となり、事業継承することを決定し、市の中心部に「長崎市包括ケアまちなかラウンジ」を開設した。事業内容は、病気や障害により療養を余儀なくされた患者や家族が安心して療養と生活ができるよう、これまでの医療支援機能に加え、介護・福祉の相談等の包括的支援機能を併せ持つワンストップの総合相談窓口を設置し、緩和ケアや在宅医療の普及啓発を実施するものである。なお、平成24年度における相談窓口の利用状況は、医療に関する相談が564件、難病に関する相談が536件、介護・福祉に関する相談が275件となっている。なお、相談内容ではがんに関することが54～55%を占めているとのことである。

また、多職種連携による地域包括ケアシステムの構築については、市内約520の診療

所が総合病院と連携を図り、在宅医療に熱心な医師を集め、『長崎在宅Dr. ネット』を平成15年に立ち上げた。現在では、120人の会員がおり、そのうち80人程が熱心な活動を展開している。この他にも緩和ケアチーム、看護師で組織するナースネット長崎、管理栄養士でつくる長崎栄養ケアステーション、薬剤師のP-ネット（薬剤師会在宅協力薬局）、あじさいネット（医療連携ネットワーク）等々がある。

また、新たな連携の試みとして、在宅側のスタッフが病院カンファレンスに参加することで、これまでとは違った病診連携の構築を目指した取り組みも行われている。

(2) 考察

医療と介護は、団塊世代の高齢化に伴い、国内すべての自治体で大きな課題となっている。これまでの病院完結型の医療から、在宅医療・在宅介護の地域完結型へと形態はシフトされ、そのサポートを行う補助機関の設置もしくは機能充実が強く求められている。とりわけ、がんや難病患者の緩和ケアや治療、薬の副作用、在宅での介護が必要となった家族・患者の買い物等の日常生活や介護保険の使い方等の各種相談への対応は、家庭で、地域で安心して生活するためにも欠かすことのできない重要な業務の一つであることもさることながら、一つの場所で解決するワンストップ型が求められる。

長崎市の事例で特筆すべきことは、これらをすべて一つにしたことに加え、資源を有効的に活用し連携を図っていることである。個人医や総合病院の医師、また看護師、薬剤師等々が、それぞれにネットワークをつくり、さらに個々のネットワークを、もう一つ大きなくくりの総合ネットワーク化にし、緩和ケア・在宅医療の連絡調整、いわゆる多職種連携を形成していることである。

当市でも今後、こうした取り組みは必須と思われる。総合病院と診療所の役割分担を明確化し、地域医療包括システムの確立が急がれる。緩和ケアはこれから始まるころであり、相談体制もより充実させる必要があると考える。

新しいものを考える必要はなく、良いものはどんどん取り入れていく姿勢が肝要である。時間をかけてじっくりというものでもなく、一刻の猶予もない多くの人がいることを忘れてはいけないと考える。

1 図書館運営について

(1) 概要

現市長の「病院と図書館は行政の最大の市民サービスである。」という基本方針に基づき、平成12年度に開館した武雄市立図書館は大幅な運用見直しが実施された。開館日数はもちろん、開館時間の延長や祝日の開館、特別整理期間の短縮等である。その努力の甲斐があり、開館日は平成18年度の270日から平成24年度には331日と大幅に増加した。

しかし、最大の市民サービスとしての図書館をもっと多くの市民に利用してもらうには、行政では限界と判断し、民間の図書館運営により、365日開館・年中無休での運営を目指すこととした。

今回、指定管理受託者であるCCC（カルチュアコンビニエンスクラブ（株）/TSUTAYA）とは、平成24年5月に企画・運営に関する基本合意を交わし、わずか1年後の平成25年4月には運営を開始した。

主な提携項目は、開架冊数20万冊、雑誌販売の導入、映画・音楽の充実、文具販売の導入、カフェダイニングの導入（スターバックスの出店）、TSUTAYAのノウハウの活用と品揃え・サービスの導入（自動貸出機・分類方等）Tカード、Tポイントの導入（同意・選択制）、365日、朝9時から夜9時までの開館時間、電子端末を活用した検索サービスである。

開館日数はこれまでの1.1倍、開館時間は1.5倍となった。指定管理料は1.1億円であるが、これまでの運営費1.2億円を下回る。

平成25年度から実施された指定管理者による図書館運営は、4カ月経過の7月末現在で、開館以来の年間来館者数で最も多かった平成14年度の294,685人を大きく上回る344,508人が来館、貸出冊数も200,487冊となっており順調な滑り出しとなっている。

(2) 考察

公共施設の民間委託・指定管理者制度は、全国多くの自治体で行われている。使い勝手の良さ、財政難と理由はさまざまであるが、武雄市図書館はこれまでの常識を超えた運営委託で話題を集めている。

公立図書館で雑誌や文具の販売、館内に流れるBGM、コーヒーの販売と飲みながら本が読めるコーナー、原則すべての蔵書本の開架等々はこれまでにないものである。武雄市立図書館のもともとの民間委託のコンセプトは、「市民にもっと利用をしてもら

いたい。」であり、そのために365日開館が可能な民間委託となった経緯がある。この視点は大きな考え方の分岐点でもある。行政サービスをどこまで提供していくのか、また市民がどこまで求めているのかはじっくりと見極める必要がある。

磐田市には5つの公立図書館があり、年間延べ約35万人が利用している。貸出数も140万点を超え、全国的に見ても高い利用度であるが、5館とも同様の運営方法である。武雄市図書館の利用者は若い女性が多く、そのほとんどが子育て世代の女性ということは、ターゲットを絞った運営方法による民間活力導入の成果と考える。これは、磐田市内5館における立地環境を活かした取り組みにおいて、大いに参考となるところである。本そのものが私たちに与える影響は、感性の形成であり、知的財産の共有であり、心の豊かさである。もちろん世代によりその受け方・影響は違ってくる。

武雄市立図書館はそんな原点的なところをあらためて認識させてくれたと言える。